

◎社会保障の安定財源の確保等を図る  
税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

(平成二四年八月二二日法律第六九号)

一、提案理由(平成二四年五月一六日・衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

○川端国務大臣　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不斷に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の税率の引き上げ及び引き分け分の地方消費税についての使途の明確化を行うとともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の必要があります。

次に、その法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

地方消費税の税率を、平成二十六年四月一日から消費税額の六十三分の十七に、平成二十七年十月一日から消費税額の七八分の二十二に引き上げることとしております。これは、消費税率に換算した場合、それぞれ、一・七%、二・二%に相当いたします。

次に、地方消費税のうち引き上げ分に相当する額に係る市町村交付金については、各市町村の人口で案分して交付することとしております。

また、道府県は地方消費税のうち引き上げ分に相当する額から市町村に交付した額を控除した額を、市町村は当該引き上げ分に相当する額として道府県から交付を受けた額を、それぞれ制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並び

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

二七四

に少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策に要する経費に充てることとしております。

第二に、地方交付税法の改正に関する事項であります。

消費税の収入額に対する地方交付税の率を、平成二十六年度は三一・三%に、平成二十七年度は二〇・八%に、平成二十八年度以降は一九・五%に変更することとしております。これは、消費税率に換算した場合、それぞれ、一・四%、一・四七%、一・五二%に相当いたします。

このほか、附則において、地方税法等の改正に伴う経過措置を規定するとともに、地方消費税率の引き上げに当たり、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて必要な措置を講ずる旨の規定のほか、地方消費税率の引き上げ前に、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる旨の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中野寛成君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の六法律案の概要について申し上げます。

(略)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案は、消費税法等改正案と同様に、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の税率の引き上げ、引き上げ分の地方消費税の使途の明確化、消費税に係る地方交付税の率の変更等の措置を講じようとするものであります。

(略)

以上の法律案のうち、内閣提出の、年金制度改革関連二法案は去る五月八日に、子ども・子育て支援関連二法案及び総合こども園法案の三法律案は五月十日に、税制改革関連二法案は五月十一日に、それぞれ本会議において趣旨説明が行われ、本委員会に付託されました。

本委員会においては、内閣提出の七法律案について、五月十六日、小宮山厚生労働大臣兼少子化対策担当大臣、安住財務大臣及び川端総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌十七日から質疑に入り、野田内閣総理大臣出席の総括質疑、集中審議を行ったほか、テーマ別質疑、全般質疑を行い、六月四日には福島県及び兵庫県において地方公聴会を開催し、八日には参考人から意見を聴取し、十二日及び十三日には公聴会を開催いたしました。

(略)

同日、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案により、年金機能強化法案に対し、低所得である高齢者等への年金額の加算に関する規定等を削除すること、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大の対象となる者の月額賃金の範囲等を「七万八千円」から「八万八千円」に改めること、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度の実施に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定を追加すること等を内容とする修正案が、被用者年金一元化法案に対し、年金機能強化法案等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加える修正案が、子ども・子育て支援法案に対し、「教育・保育施設」を認定こども園、幼稚園及び保育所とし、市町村は、支給認定に係る小学校就学前審議、本日、締めくくり質疑を行った後、総合こども園法案を

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

一一七六

除く各法律案及び各修正案について質疑を終局いたしました。次いで、社会保障制度改革推進法案及び消費税法等改正案に対する修正案について内閣の意見を聴取しました。引き続き、各法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、内閣提出の六法律案についてはいずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、社会保障制度改革推進法案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進法改正案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

………(略)………  
革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律に対する修正案の趣旨について申し上げます。  
修正の要旨は、第一に、地方消費税率の引き上げに当たつての措置に関し、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引き上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討するものとすること。

第二に、地方消費税率の引き上げの規定の施行に関し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるに当たっては、第一の措置を踏まえるものとすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年六月二二日)

○野田(毅)委員 ただいま議題となりました両修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

次に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改

三、参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員長報告(平成二四年八月一〇日)

○高橋千秋君 ただいま議題となりました八法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

最後に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の改正を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、消費税法等改正案の修正に伴う所要の修正が行われております。

委員会におきましては、八法律案を一括して議題とし、政府から年金機能強化法案外五法律案の趣旨説明を聴取し、社会保障制度改進法案について、発議者を代表して衆議院議員長妻昭君より、認定こども園法改正案について、発議者を代表して衆議院議員池坊保子君より趣旨説明を聴取した後、年金機能強化法案及び被用者年金一元化法案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員長妻昭君より、子ども・子育て支援法案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法関係法律整備法案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員和田隆志君により、消費税法等改正案及び地方税法及び地方交付税法改正案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員野田毅君より、それぞれ衆議院における修正部分の説明を聴取いたしました。

また、野田内閣総理大臣、関係大臣、発議者及び修正案提出

方交付税法の一部を改正する法律  
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地

者等に対しても質疑を行つたほか、参考人からの意見を聴取するとともに、愛知県及び栃木県に委員を派遣しての地方公聴会並びに公聴会を行いました。

委員会における質疑は、社会保障と税の一体改革の意義、今後の公的年金制度及び高齢者医療制度の検討方策、社会保障制度改革国民会議の委員の人選及び運営方法、被用者年金一元化に伴う積立金仕分方法等の妥当性、幼保連携型認定こども園への移行を促進するための支援、子ども・子育て支援のための財源確保策、幼稚園教諭及び保育士の待遇改善の必要性、就学前の子どもに対する教育の質の向上策、消費税率引上げの前提としてのデフレ脱却の必要性、成長戦略並びに事前防災・減災等に係る規定を附則に追加した趣旨、低所得者対策として消費税率に軽減税率を導入する必要性、再分配機能の強化に向けた所得稅や相続稅の累進性の在り方、引上げ分の地方消費稅収等を社会保障財源化することの妥当性等、多岐にわたり熱心に行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、八法律案について討論に入りましたところ、国民の生活が第一を代表して姫井由美子委員、みんなの党を代表して桜内文城委員、日本共産党を代表して田村智子委員、社会民主党・護憲連合を代表して福島みづほ委員、みどりの風を代表して亀井亞紀子委員よりそれぞれ反対、民主党・新緑風会

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律  
を代表して金子洋一委員、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して石井準一理事、公明党を代表して竹谷とし子委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、八法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……（略）……

以上、御報告申し上げます。